

## 白瀬川ブロック「知らせましょ・咲かせましょ」会則

### (名 称)

第1条 この会は、白瀬川ブロック「知らせましょ・咲かせましょ」と称する。

### (事務所)

第2条 この会の事務所は、宝塚市逆瀬台1-3 逆瀬川マンション C-303  
石田 隆章宅に置く。

### (目 的)

第3条 白瀬川ブロック8集合住宅の住民に対する見守り活動を通じて、お互いに助け合い、支え合う組織を作り、最後まで安心・安全に住み続けられるコミュニティ形成に寄与する事を目的とする。

### (活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) 見守り・助け合い・支え合い活動の組織化とレベルアップ
- (2) 高齢者・障害者・子ども達の居場所作り
- (3) 防災、安全対策

### (会 員)

第5条 この会の会員は次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した個人又は団体とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した個人又は団体とする。

### (入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

### (会 費)

第7条 会員は次に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 個人正会員は一口 3,000円、団体正会員は一口 20,000円/年額
- (2) 個人賛助会員は一口3,000円、団体賛助会員は一口 10,000円/年額

### (退 会)

第8条 会員は退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものと見なす。

- (1) 本人が死亡した時
- (2) 会費を2年以上納入しない時

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 役員 5～10名
- (5) 監事 2名

2 前項に定める役員は、正会員の互選により選出する。

3 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(役員職務)

第10条 役員職務はそれぞれ次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときはこれを代行する。
- (3) 会計はこの会の会計処理を担当する他、金融機関の口座を管理する。
- (4) 監事は、会の業務及び財産の状況を監査し、総会においてその結果を報告する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の決議によりこれを解任することが出来る。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第12条 この会の総会は、正会員をもって構成し、年1回、新会計年度開始後3ヶ月以内に開催する。ただし必要があると認められるときは臨時に開催できるものとする。

- (1) 総会は会長が招集し、議長は会長又は会長が指名した者が務める。
- (2) 総会は正会員の過半数の出席をもって成立し、その議決は出席会員の過半数をもって決する。
- (3) 議決は書面によっても行使することが出来る。

2 総会の決議事項は次の通りとする。

- (1) 事業報告、会計報告、事業計画案、事業予算案、

- (2) 役員を選任、解任
- (3) 会則、会費、事業等の変更
- (4) 解散
- (5) その他会の運営に関する重要事項

#### (役員会)

第13条 役員会は役員をもって構成する。但し監事は除く。

- (1) 役員会は、会長が必要と認めるときに適宜これを招集する。
- (2) 役員会は、総会に付議すべき事項、総会の議決した事業の執行に関する事項及びその他総会の議決を要さない業務の執行に関する事項を議決する。
- (3) 役員会は役員総数の過半数をもって成立し、その議決は出席役員の過半数をもって決する。

#### (議事録)

第14条 総会、役員会の議事については、所定の事項を記載した議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから、その会議に於いて選任された議事録署名人2人が署名・押印しなければならない。

#### (事業報告書及び決算)

第15条 会長は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し監査を経て、総会の承認を得なければならない。

#### (事業年度)

第16条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

#### (事務局)

第17条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

#### (委任)

第18条 この会則に定めのない事項は、総会の議決により定める。

#### (変更)

第19条 この会則は総会に於いて出席者の3分の2以上の承認がなければ変更出来ない。

#### (施行細則)

第20条 この会則の施行に必要な事項は、役員会の議決を経て会長がこれを定める。

付 則

1. この会則は平成25年4月1日から施行する。
2. 平成25年6月1日改正
3. 平成26年5月29日改正
4. 平成27年5月31日改正